

また、千葉県は平成22年3月「千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、推進すべき具体的施策の最初に「子ども・若者」において、次のような基本的考え方のもとに計画の推進を図っています。

## 次世代育成に向けての 基本的考え方(子ども・若者)

- すべての子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったと思える地域社会の実現を目指します。
- 地域社会でのさまざまな活動に参画し、生命の大切さ、家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ成長できるよう支援します。
- 個々のニーズに即した支援策を選択できる体制をつくります。

### 心の叫びを聴くことから見えること

(福) 千葉いのちの電話理事 三橋 和弘さん

私たちの多くは、「人に迷惑をかけてはいけません。」また、「自分のことは自分でやれなさい。」と言われながら育っています。「人に迷惑をかけず」「自分のことは自分でやる」人のことを、世間では「一人前」と言います。一人前でない人は「半人前」と言われたりもします。そして時に、「半人前のくせに意見をいうな。」とか、「お前は、半人前だから、言うことをきけ。」との言葉が飛び交ったりもします。「半人前」とは、一人の人として認められていないということではないのでしょうか。人として認められないということは、その人の人権が守られていないということです。

では、私たちの地域社会で共に生きているはずの「こども」、「老人」、「障がい者」、「外国人」といった人々は、どうでしょうか。確かに地域社会で生きるためには人の世話になることもあるでしょう。では、こうした人々は、一人の人として認められないのでしょうか。

まわりの人から、人として認められないと、自分でも自分の存在を認められなくなることにつながります。先に述べたことから、人の世話になる存在になった時、自分のことを自分で出来なくなった時に、人としての存在価値がなくなってしまったと勘違いしてしまう人たちも、自分の存在を認められなくなります。

「いのちの電話」には、そうした自らの存在を認められない様々な人たちの悲痛な叫びが寄せられてきます。まずは、「わたしは、あなたを人として認めています。」ということを感じてもらおうと、その人の「存在」を認めていくことから、援助がはじまります。

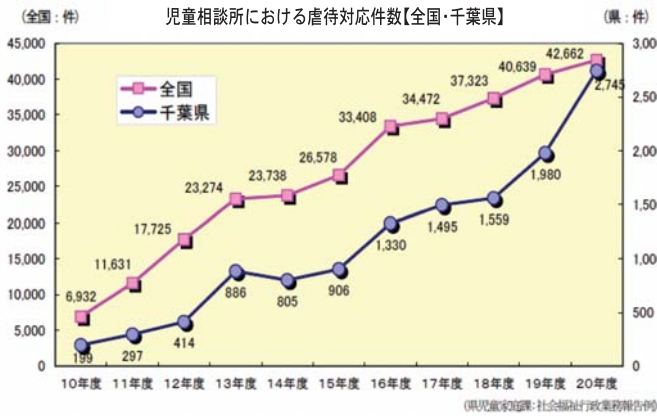
人は、誰一人として自分の意志で生まれてこられません。しかし、一つの人格をもった存在、かけがえのない存在として、この世に生まれてきます。いのちをかけがえのないものとして理解したとき、その人の存在を認めることができるのではないのでしょうか。

学校教育や児童福祉の現場をみた時に、どのようなことが、こどもたち一人ひとりの存在を認めていることになるのかについて考えます。幸い私たちは、「こどもの権利条約」というすばらしい基本原則を持っています。こどもたち自身が、この基本原則に示されていることがすべて認められていると実感できることで、自らの存在を認められることになるのではないのでしょうか。自らの存在が大切にされたとき、他者の存在を大切にすることがあります。そのためにも、私たち自身が、こどもと向き合う時に、ひとつのかけがえのない存在として向かい合っているかが、問われているのではないのでしょうか。

人間は、集団の中で成長する生き物であると言われます。人との関わりの中で、「人に迷惑をかけず」「自分のことは自分でできる」人は現実には一人もいません。誰一人として同じ人はいません。得意なこと、苦手なことも一人ひとり違います。だからこそ互いに支えあっていくことが当たり前にならないといけないのではないのでしょうか。互いに存在を認めあえる関係でしか、困った時に、「助けて」「手伝って」とは、なかなか声に出して言えないのではないのでしょうか。人に支えられることも支えることも、「お互い様」といって受け入れられていくことが、そこには求められているのではないのでしょうか。

人は、自分の存在価値が無いと思っても、「助けて」「誰か手伝って」という心の叫びを出しています。そうした心の叫びを聴くには、その人の「人」としての存在を認めることができないと出来ません。こどもたちと向かい合っている私たちおとな自身が、今、問われています。

## ウ 児童虐待の現状と対応



子どもが、家庭について多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子どもの変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあります。

子どもたちの発するサインを受け止め、児童相談所等の関係機関と連携し早期に適切な対応を図ることが子どもたちの生命・人権を守ることにつながります。

### 児童虐待についての基礎知識

#### Q 児童虐待にはどのような態様がありますか？

一般に次の4つの類型に分けられますが、実際には複合的な虐待が加えられているケースも少なくありません。

**身体的虐待**  
殴る蹴る、熱湯をかける、乳幼児を強く揺さぶる等の行為

**心理的虐待**  
刃物を向ける、無視する等子どもの心を傷つける行為

**性的虐待**  
子どもへの性交や他人との性交の強要等のほかポルノグラフィの被写体にするなどの行為

**放任型虐待（ネグレクト）**  
食事を与えない、医者に連れて行かないなど必要な養育を放棄する行為

#### Q 虐待を受けた子どもに対する「一時保護」とはどのようなことですか？

虐待等により親子の分離指導等が必要な場合、児童福祉法に基づく児童相談所長の判断で、児童相談所内の施設もしくは適切な者に委託して子どもを保護することができます。原則として2か月を越えない範囲で、必要な支援のための生活指導や行動観察、心理診断等が行われるとともに親に対する指導が行われ、その後の対応へつなげていきます。

なお県教育委員会では、県立高等学校長あてに、生徒が一時保護された場合、訪問指導等による学習支援や、この間を「欠席扱い」にしないこと等を通知しています(平成19年教指第1443号)。

#### Q 児童養護施設等への入所はどのように行われますか？

虐待等により親元で暮らすことができないと判断された児童(18歳未満)に対し、児童相談所長の判断により行政措置として施設入所が行われます。学校等教育機関には、この入所が施設と家族の契約によるものではなく、県(政令市)としての行政措置であることを理解した対応が求められるとともに、在籍照会等には子どもの安全に十分配慮した慎重な対応が必要となります。

#### Q 施設等から通学する児童・生徒に対してはどのような配慮が大切ですか？

施設等入所児童の通院に際しては、通常健康保険証とは異なる「受診券」が使用されます。「受診券」には、学校で呼ばれている名前とは異なった姓が記載されている場合もあることなどから、教育上の必要をもって提出を求める際には、各自が封筒に入れるなどの配慮が必要になります。

また、入所児童の養育には、「措置費」として公費が支給されています。各施設等では、教材費、給食費、交通費、見学旅行費等、市町村や学校からの支出証明を都道府県に提出します。

事務処理の適正な実施とともに、どこまでが公費負担の適用を受けることができるのか等について、各施設等と十分に連絡を取り合うことが大切になります。

## 子どもの声を聴いて

子どもの声は決して大きくはありません。ましてや虐待やいじめ、差別等の人権侵害を受け自尊感情を低下させている子どもは声をあげることですら困難な状況にあります。

こうした子どものたちの声（悩みや意見）を聴いて、その声を自立に向けた支援や施設運営の改善に結びつけるための営みが児童養護施設等では行われています。

右の写真は、千葉県内のある施設に設置された「意見箱」です。「意見箱」の上には、施設生活についての苦情等を相談するための方法が掲示されています。



こうした相談や苦情は、施設職員だけではなく、施設外の「第三者委員」に届けられ、解決にあたるしくみがつくられています。

また、子どもには施設や里親さんに委託される際、「施設（里親さんの家）で生活するあなたへ子どもの権利ノート」と題した冊子が手渡され、困った時の相談方法等についての具体的な説明とともに、「子どもたちへ伝えたいこと」として次のようなことが書かれています。

あなたはかけがえのない人間として誕生しました。あなたは、ひとりの人間として尊ばれ、認められ、愛されます。いつでもどこでもどんな状況でも、安全に安心して暮らしながら成長していきます。

すべての人がその人らしく幸福に生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら家庭・学校・地域を共に生きていくためには、子どもも大人も一緒に十分話し合っていくことが必要です。そして、子どもと大人は力を合わせ、この社会をつくっていきます。

そこで、次のことが大切にされます。

- 1 生きること（生存）
- 2 守られること（保護）
- 3 育つこと（発達・成長）
- 4 参加すること（生存）

千葉県健康福祉部児童家庭課発行より抜粋

くじょうもうしでまどぐち せっち  
苦情申し出窓口の設置について

社会福祉法人 [redacted]

あなたや、あなたの家族は、[redacted]が行ったサービスに対して苦情がある場合、いつでも下に書いてある苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。[redacted]は苦情が申し立てられたときには、すぐに事実関係を調べて、その結果、改善の必要性の有無しやその方法について、あなたや家族、後見人に文書で報告します。

[redacted]、あなたや、あなたの家族が苦情を申し出た場合に、このことを理由にして、あなたに対して不利になるようなことは一切いたしません。

記

1. 苦情解決責任者 [redacted] 施設長
2. 苦情受付担当者 [redacted]
3. 第三者委員 [redacted]  
(連絡先: [redacted] 電話 [redacted])

[redacted] (連絡先: [redacted] 電話 [redacted])

各施設では、夏季休業中などにおいて、子どもたちへの学習支援等に人材を必要としています。一人ひとりがつながっていくことが大きな支援の輪になっていくと思います。

### 千葉県・千葉市所管の児童養護施設（参考）ちば健康福祉ぶっく

所在地	施設名称	所在地	施設名称
千葉市	房総双葉学園	東庄町	香取学園松葉寮
千葉市	ほうゆうキッズホーム	茂原市	獅子吼園
市原市	平和園	いすみ市	子山ホーム
船橋市	恩寵園	館山市	ひかりの子学園
成田市	成田学園	木更津市	野の花の家
酒々井町	螢雪学園	松戸市	晴香園
一宮町	一宮学園	富津市	望みの門かずさの里
旭市	東海学園	南房総市	富浦学園
旭市	滝郷学園	※富浦学園以外は民間施設です	

千葉県では、現在およそ1,000名ほどの子どもたちが上記の施設等で生活をしています。子どもたちが通う学校においては、子どもの自立支援や情報管理について施設や児童相談所と十分連携した対応が求められます。

施設や学校が、子どもたちにとって安らぎの場、スタートの場であることが大切になります。